43,001 —	43,500	26,916,892	6,588,083	5,747,047	5,387,242	3,709,153	3,573,665	406,082	297,794	965,912	870,916	790,386	506,311
43,501 —	44,000	27,229,871	6,664,687	5,813,871	5,449,883	3,752,282	3,615,218	410,804	301,256	977,141	881,043	799,576	512,200
44,001 —	44,500	27,542,849	6,741,290	5,880,695	5,512,523	3,795,410	3,656,771	415,526	304,718	988,372	891,169	808,765	518,088
44,501 —	45,000	27,855,831	6,817,894	5,947,519	5,575,164	3,838,539	3,698,325	420,248	308,182	999,604	901,295	817,954	523,973
45,001 —	70,000	28,519,230	6,980,266	6,089,162	5,707,939	3,929,956	3,786,401	430,256	315,521	1,022,378	921,832	836,592	535,914
		円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに
		324,777	79,491	69,344	65,002	44,754	43,120	4,900	3,593	11,646	10,501	9,529	6,102
		円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額
70,001 —	200,000	44,758,001	10,954,811	9,556,315	8,958,025	6,167,661	5,942,368	675,242	495,178	1,606,140	1,448,183	1,314,273	841,912
		円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに
		325,499	79,667	69,498	65,146	44,853	43,214	4,910	3,601	10,144	9,147	8,302	5,315
		円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額
200,001 —	400,000	131,464,254	32,176,726	28,069,033	26,311,721	18,115,801	17,454,062	1,983,340	1,454,449	4,716,686	4,252,799	3,859,172	2,472,080
		円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに
		306,613	75,047	65,466	61,368	42,251	40,708	4,626	3,392	10,990	9,909	8,992	5,755
		円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額
400,001	人以上	84,020,269	20,611,106	17,979,883	16,854,220	11,604,247	11,180,364	1,270,447	931,661	4,332,655	4,130,872	4,002,108	3,064,850

備　考　1．被保険者数の欄は、当該年度における平均被保険者数の区分をいうこと。

2．当該年度における平均被保険者数は、前年度の１月から当該年度の12月までの各月末における被保険者数の合計数を前年度の１月から当該年度の12月までの間の事業を行った月数で除して得た数とすること。この場合において、その算定した数に小数点以下の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとすること。

3．地域差加算額の欄の地域手当の区分は、一般職の職員の給与に関する法律第11条の３第３項による地域手当の支給地域の区分をいうこと。

4．寒冷地加算額の欄の級地の区分は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律による寒冷地手当の支給地域の区分をいうこと。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の規定は、平成二十九年度の予算に係る補助金等から適用する。

○厚生労働省令第三十九号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第四条第二項の規定に基づき、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月二十七日

厚生労働大臣　加藤　勝信

国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令

国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和三十八年厚生省令第十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（調整対象収入額の算定方法） **第五条**　調整対象収入額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。 一　イ及びロに掲げる額の合算額 イ　次の式により算定した額（銭未満は四捨五入するものとし、四万四千六百六十四円三十九銭を超える場合は四万四千六百六十四円三十九銭とする。以下「基礎賦課基準応益割額」という。）に、当該市町村の前年度の一月から当該年度の十二月までの各月末における被保険者の数の合計月から当該年度の十二月までの各月末における被保険者の数の合計数を十二で除した数（以下「平均被保険者数」という。）を乗じて得た額 調整対象需要額から第四条第一項第二号及び第三号に掲げる額を控除して得た額 / 当該市町村の平均被保険者数 ×0.3820＋577円１銭	（調整対象収入額の算定方法） **第五条**　調整対象収入額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。 一　イ及びロに掲げる額の合算額 イ　次の式により算定した額（銭未満は四捨五入するものとし、四万八千六百四十四円十五銭を超える場合は四万八千六百四十四円十五銭とする。以下「基礎賦課基準応益割額」という。）に、当該市町村の前年度の一月から当該年度の十二月までの各月末における被保険者の数の合計月から当該年度の十二月までの各月末における被保険者の数の合計数を十二で除した数（以下「平均被保険者数」という。）を乗じて得た額 調整対象需要額から第四条第一項第二号及び第三号に掲げる額を控除して得た額 / 当該市町村の平均被保険者数 ×0.3820＋673円74銭